

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和50年1月は11万8,000円、52年2月から同年4月までは19万円、53年8月及び同年9月は20万円、54年2月から同年9月までは22万円、55年8月及び同年9月は24万円、56年8月及び同年9月は26万円、57年8月及び同年9月は28万円、58年8月及び同年9月は30万円、60年8月及び同年9月は32万円、62年8月及び同年9月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から平成3年2月まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aで勤務していた期間について、実際に支給された給与額と年金機構に記録されている標準報酬月額が食い違っている期間があることがわかった。申立期間のうち給与額と相違している期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和50年1月、52年2月、同年4月、53年8月、54年2月、同年6月から同年8月まで、55年8月、56年8月、57年8月、58年8月、60年8月及び同年9月、62年8月の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書により、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、給料支払明細書が無い期間については、上記給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額において、少なくとも昭和53年8月以降は、毎年2月又は8月の昇給月に合わせて変更されていることが確認でき、当時の給与事務担当者は「昇給時に厚生年金保険料控除額を増額し、以後は次の昇給時まで一定額を控除していた。」と供述していることから、53年9月、54年3月から同年5月、同年9月、55年9月、56年9月、57年9月、58年9月、62年9月についても、その前後の月と同額の厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

さらに、昭和52年3月についても、同年2月及び4月の給料支払明細書の記載から、前後の月と同額の厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立人が所持する給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額から判断して、昭和50年1月は11万8,000円、52年2月から同年4月までは19万円、53年8月及び同年9月は20万円、54年2月から同年9月までは22万円、55年8月及び同年9月は24万円、56年8月及び同年9月は26万円、57年8月及び同年9月は28万円、58年8月及び同年9月は30万円、60年8月及び同年9月は32万円、62年8月及び同年9月は34万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立人の厚生年金保険料控除額は毎年の昇給月である2月又は8月に変更されている一方、申立人の毎年の標準報酬月額が10月に改定され、以後一定であり、長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料支払明細書で確認及び推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和51年12月及び52年1月、同年6月から同年8月まで、同年12月から53年2月まで、同年5月から同年7月まで、同年12月及び54年1月、同年12月から55年2月まで、同年6月及び同年7月、同年12月から56年2月まで、同年6月及び同年7月、同年12月から57年2月まで、同年6月及び同年7月、同年12月から58年2月まで、同年6月、同年12月から59年2月まで、同年5月から同年8月まで、同年12月から60年2月まで、同年6月、同年10月、同年12月、61年2月、同年4月、同年6月、同年8月、同年10月、同年12月、62年2月、同年

6月、同年10月から同年12月まで、63年2月については、給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額から算定される標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であるか、又は下回っていることから、厚生年金保険の保険給付及び納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、昭和48年8月から49年12月まで、50年2月から51年11月まで、52年5月、同年9月から同年11月まで、53年3月及び同年4月、同年10月及び同年11月、54年10月及び同年11月、55年3月から同年5月まで、同年10月及び同年11月、56年3月から同年5月まで、同年10月及び同年11月、57年3月から同年5月まで、同年10月及び同年11月、58年3月から同年5月まで、同年7月、同年10月及び同年11月、59年3月及び同年4月、同年9月から同年11月まで、60年3月から同年5月まで、同年7月、同年11月、61年1月、同年3月、同年5月、同年7月、同年9月、同年11月、62年1月、同年3月から同年5月まで、同年7月、63年1月、同年3月から平成3年2月までの期間については、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、事業主も当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和33年3月1日であると認められることから、申立期間②における被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和32年9月は9,000円、同年10月から33年2月までは1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月1日から32年4月1日まで
② 昭和32年9月1日から33年4月1日まで
③ 昭和33年4月1日から35年4月1日まで

私は、昭和31年3月に大学を卒業し父の経営するC株式会社に同年4月から32年3月まで勤務したが、父と喧嘩をしたため退社し、同社の取引先であったA株式会社に同年4月から33年3月まで勤務した。その後父と和解し再びC株式会社に戻り同年4月から35年3月まで勤務したが、申立期間①の31年12月から32年3月まで、申立期間②の同年9月から33年3月まで、及び申立期間③の同年4月から35年3月までの厚生年金保険の加入期間が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンラインの記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、昭和32年9月1日として記録されている。

しかし、当該事業所の元同僚は、「申立人は私の後で入社し申立期間に勤務していたのは間違いがない。同社が昭和33年3月末でDの方に移転する

ので、通勤が不便になるため申立人と一緒に退職した。」と回答している上、登記簿において同社本店が昭和 33 年 6 月に E 市 F 区から同市 G 区 H（いわゆる D 地区）に移転しており、当該同僚については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において資格喪失日は昭和 33 年 3 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、A 株式会社に係る申立人の上記被保険者名簿を見ると、昭和 32 年 10 月の定時決定が記載されている上、備考欄に 33 年と一旦記載された日付が二本線で抹消されており、申立人の年金記録が適正に管理されていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 株式会社における資格喪失日は昭和 33 年 3 月 1 日であると認められる。

なお、昭和 32 年 9 月から 33 年 2 月までの標準報酬月額については、申立人の上記被保険者名簿の記載から、32 年 9 月は 9,000 円、同年 10 月から 33 年 2 月までは 1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び③について、C 株式会社に勤務していた元同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 株式会社は昭和 49 年 10 月に解散している上、当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

また、C 株式会社に申立期間当時勤務していた複数の元同僚からは、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認するための資料及び供述を得ることができない。

さらに、C 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号は連続しており健康保険番号に欠番も見られず、申立人に係る厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は「妻が昭和 35 年*月に長女を出産したときに I 病院で受診した。」と述べているが、申立人が所持している当該病院の領収書は自費診療の領収書である上、当該病院は現在医療機関として登録されていないため、申立人の妻が当該病院において C 株式会社による健康保険証により受診したことは確認できない。

また、申立期間②のうち、昭和 33 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、A 株式会社の後継会社である B 株式会社の事業主に照会したところ、「申立期間当時の資料が保管されておらず、申立期間における申立

人の勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除したかは不明である。」と回答しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立期間①及び③のC株式会社及び申立期間②のうち昭和33年3月1日から同年4月1日までのA株式会社における申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、申立期間②のうち昭和33年3月1日から同年4月1日までの期間及び申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、申立期間②のうち昭和33年3月1日から同年4月1日までの期間及び申立期間③の期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2452

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年3月21日から同年4月1日まで

私は、株式会社Aに平成3年4月1日から4年3月31日まで継続して勤務し、同年3月21日から同年3月31日までの給与から厚生年金保険料も控除されているが、厚生年金保険の加入期間が同年3月21日付けで資格喪失となっているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支払明細書により、申立人は申立期間において株式会社Aに継続して勤務し、同年3月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 4 日から 32 年 4 月 1 日まで
(A工場)
② 昭和 32 年 4 月 10 日から 34 年 5 月 17 日まで
(B工場)

私は脱退手当金の支給を受けていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(全2ページ)に記載されている脱退手当金の受給資格を有し、資格喪失日の記載のある女性は6人確認できるところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は3人と少ない上、そのうちの1人は資格喪失日から約1年1か月後に支給決定されていることを踏まえると、当該事業所において、事業主による代理請求が通例として行われていた状況はうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、3回の被保険者期間のうち、申立人が、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、前述のとおり、B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された従業員のうち、オンライン記録において脱退手当金支給記録が確認できる者は3人確認できるところ、申立人以外の2人は同名簿に

「脱」表示が有るが申立人にはその表示が無い。

加えて、社会保険庁（当時）に保管されているべき申立人の厚生年金保険被保険者台帳が保管されておらず、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等の照会など、脱退手当金の支給手続が行われたかどうか確認できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
(A 有限会社)
② 昭和 34 年 8 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
(B 株式会社)

申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことにされているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 有限会社（現在は C 株式会社）及び B 株式会社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書では、A 有限会社及び B 株式会社の被保険者期間について併せて脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「受付 38.7.23 D 社会保険事務所」及び「現金 38.11.21 支払済」の押印が有るとともに、厚生年金保険被保険者証を紛失した旨が記載された申立人が作成した理由書も添付されている上、昭和 38 年 11 月 21 日に申立人が社会保険事務所（当時）の窓口で脱退手当金を受領した旨の署名及び押印が確認できる。

さらに、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の

押印が有る上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 10 日から 34 年 8 月 20 日まで
(A工場)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所には、年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、A工場の被保険者期間（申立期間と同一）について、申立人が脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、当該脱退手当金裁定請求書には、「この保険をやめた日 昭和 34 年 8 月 20 日」と記載されており、「受付 36.10.31 B社会保険事務所」、「小切手 36.12.27 交付済」の押印が確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所であるA工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有る上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを意味する「回答済 36.12.2」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と

申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 16 日から 34 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 7 月から 34 年 5 月の A 株式会社での厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金を受けたことになっているが、手続をした記憶も、受け取った記憶もない。私は、在職中は会社の寮に住んでいたため、退職と同時に引っ越して、B 県の実家に戻った。調査をして欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から比較的短期間である約 3 か月後の昭和 34 年 8 月 3 日に支給されている。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さは

うかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 1 日から 57 年 1 月 8 日まで
株式会社Aを退職して、間を空けずにB株式会社に入社したので、昭和 54 年 3 月から平成 3 年 5 月まで、厚生年金保険に加入していたはずである。しかし昭和 54 年 3 月から 56 年 12 月までの 34 か月間が消えてしまっている。間違いなく B 株式会社勤めていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の元事業主の回答及び元同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記事業主は、「既に会社を整理しており関係資料は保存していない。」と回答しており、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間にB株式会社に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認するための資料及び供述を得ることができない。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険番号は連続しており欠番も見られないことから、申立人に係る厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、B株式会社における申立人の雇用保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 10 日から 42 年 12 月 16 日まで
(A株式会社B工場)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A株式会社（現在は、C株式会社）B工場の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和43年1月25日に支給され、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 43.1」の記載が有ることが確認できる。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

このほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 9 年 7 月 27 日まで

合資会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間について、38万円の給料をもらっており、減給されることが無かったにもかかわらず、標準報酬月額が28万円に引き下げられており、実際の給与額に見合っていない。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、合資会社Aに勤務していた期間において、事業主から、給料が減額されたとの連絡を受けていなかったのにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額（38万円）に見合った額よりも低くなっている旨主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成8年10月から9年6月までの期間については、申立人の標準報酬月額は28万円と記載されており、標準報酬月額が遡って訂正された記録は見受けられないものの、6年7月から8年9月までの期間については、申立人の当該事業所における標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、8年5月28日に28万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、合資会社Aの業務を引き継いでいる株式会社Bに照会したが、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立期間当時の事業主及び経理担当者は、いずれも申立てに係る事実について記憶に無い旨回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険

料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間当時から当該事業所の経理事務を受託している税理士事務所に照会したが、当時の資料は保管されておらず、担当していた税理士は既に死亡しており、申立てに係る事実について確認することができない。

加えて、当該事業所の元従業員に照会しても、「私たち従業員の給料の遅配は無く、現場にいたので、会社の事務的なことについては何も分からない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述及び関連資料を得ることができなかった。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立人は、事業主の弟であり、合資会社Aの法人登記簿では、同社の役員（有限責任社員）であることが確認でき、申立人自身、「当時は給料が遅配しており、保険料も滞納していた。」と供述しており、申立期間当時における同社の経営状況及び保険料の納付状況について知り得る立場であった可能性がうかがえる。

このため、仮に、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は申立期間において、特例法第1条第1項ただし書に規定される「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできず、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から平成 2 年 8 月 26 日まで
私は、申立期間当時、A 社の下請けをしていた B 社（事業所名は C 社）に勤務していた。給与は、毎月 25 日締めで 28 日に支給され、厚生年金保険料を引かれていた。元同僚は、所持している給与明細書に記載されている厚生年金保険料額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額とが異なっていておかしいとして申立てをし、年金記録が訂正されている。私も給与明細書を所持していたが、平成 17 年に紛失してしまった。平成 2 年 7 月の手取り給与額は 38 万 5,000 円であったのに、標準報酬月額が 16 万円になっていておかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社に係るオンライン記録の標準報酬月額が、同事業所に勤務し支給されていた給与額からみて低額であるとして申し立てている。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、当時の事業主は既に亡くなっており、事業主の親族は、「当時の関係書類は現存しておらず、当時のことは分からない。」と回答しているため、申立期間の厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間当時一緒に勤務していた元同僚 6 人に照会し、そのうち 2 人から回答があったが、当時の報酬額及び保険料控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立期間当時に当該事業所の会計事務を担当していた税理士事

務所から提出のあった申立人に係る昭和 61 年から平成 2 年の源泉徴収票に記載された社会保険料から厚生年金保険料を計算したところ、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致している。

このほか、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 8 日から 37 年 6 月 1 日まで
株式会社Aに勤務していた昭和 35 年 1 月 8 日から 37 年 6 月 1 日までの厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことにされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が有る上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約5か月後の昭和 37 年 10 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について国（厚生労働省）の記録どおりの脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 27 日から 40 年 10 月 6 日まで
申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は有るが、支給額と支給日が間違っている。
国（厚生労働省）の記録では昭和 42 年 7 月 28 日に 1 万 3,636 円の脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った時期は 43 年以降であり、受け取った金額は 8,000 円くらいである。

第3 委員会の判断の理由

国（厚生労働省）の記録では、昭和 42 年 7 月 28 日に 1 万 3,636 円の脱退手当金が支給されているが、申立人は「昭和 43 年以降に 8,000 円くらいの脱退手当金を受け取った。」と主張している。

しかしながら、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「支払済 42. 7. 28 A 社会保険事務所」の押印が有り、脱退手当金支給決定伺には「支給金額 13,636 円」の記載が確認でき、この支払日及び支給金額は国の記録と一致しており、申立人の主張を裏付ける事実は見当たらない。

また、上記の脱退手当金裁定請求書の受領欄をみると、申立人が夫に受領の委任をしており、申立人の夫の署名及び押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国（厚生労働省）の記録どおりの脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 26 日から 43 年 4 月 5 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで
(株式会社 B)

申立期間の脱退手当金が支給済みとの記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受給した覚えが無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、A 株式会社及び株式会社 B に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を請求及び支給したことを示す、「受付 45. 8. 17 C 社会保険事務所」、「隔地 45. 10. 13 支払済」の押印が有る。

また、申立期間における最終事業所である株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有る上、脱退手当金は、当該 2 事業所を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。